

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行 について（通知）

気 水 第 118 号
令和 3 年 12 月 3 日

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、公害発生の蓋然性が高い事業所を指定事業所として、その設置等に当たっては事前許可の対象としている。この指定事業所の設備変更等に係る手続きについて、基準に適合していることを事前に確認したほうが良いと考えられる変更を、これまでの変更届出（事後の確認）から変更許可の対象とするよう、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）について、所要の改正を行う。

また、立入検査の際に職員が携帯する身分証明書について、令和 3 年 3 月 16 日に「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」（令和 3 年環境省令第 2 号）等が公布され、環境省所管法令に基づく立入検査に係る身分証明書は、複数の法令に基づく身分証明書を一つの様式に統合した様式（以下「統合様式」という。）を用いて作成できるとされた。条例に基づく立入検査に係る身分証明書についても、当該統合様式を使用できるよう改正を行う。

2 改正の内容

(1) 指定事業所の変更に係る規定の整理

指定事業所に係る変更のうち、条例第 29 条第 2 項に規定する地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る施設の構造基準に関する変更については、条例第 8 条第 1 項第 4 号に基づき規則第 11 条に規定する変更許可手続きが不要となる軽微な変更から除外するよう改める。

(2) 立入検査に係る身分証明書様式の追加

規則第 91 条に定める立入検査に係る身分証明書の様式について、「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」（令和 3 年環境省令第 2 号）により規定された統合様式を用いることができるよう改める。

(3) その他所要の改正

知事は、指定事業所に係る変更届出書等を受理したときは、その内容が条例に定める規制基準に適合すること等を確認する旨の規定を設ける等、所要の改正を行う。

3 施行期日

- 2 (1) については令和 4 年 2 月 1 日
- 2 (2) 及び(3) については公布の日